2023年度春夏学期　継続的な学修配慮希望申請について

　2023年度春夏学期において、新型コロナウイルス感染症に関連して、出入国制限により入国ができない（ただし、派遣留学を除く）、本人または同居家族等において基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高いなど、やむを得ない事情で継続的に対面授業への参加ができない学部学生は、次の「継続的な学修配慮希望申請書」を提出することにより、学修上の配慮を申請することができます。

　申請が認められた場合、対面授業に関して、授業ポートフォリオシステムmanaba等への講義資料の掲載等による授業内容の代替措置を受けることができます。また、科目によってはZoom等による対面授業の同時配信や、対面授業と同等の内容を後日オンデマンドで配信するなどの対応を受けることができる場合があります。

なお、各授業の開講形態（対面授業かオンラインか）は、シラバス基本情報内の「開講形態」で確認ができます。また、対面授業のうち一部について、授業の内容上、オンライン配信等の配慮を受けられない科目があります。配慮を受けられない科目については追ってお知らせします。

対面授業に参加できないことで、卒業・進学要件上、2023年度に必ず修得が必要な科目を履修できない場合は、速やかに教務課へ連絡をしてください。

申請が認められた場合、教務課から各教員へ配慮が必要な学生として通知をいたします。ただし、各科目における具体的な配慮の内容については、学生自身で各教員へ確認をしてください。

申請にあたっては、これらのことを理解した上で手続きを行ってください。

授業開始後、対面での参加ができるようになった場合には、速やかにその旨を教務課へ連絡してください。また、一度履修登録を行った授業科目について履修を撤回する場合は、学務情報システムCELSにおいて学年暦で指定された期間内に履修撤回手続きを行った上で、配慮を受けている対面授業が含まれる場合は、当該科目の担当教員にその旨を報告してください。

一橋大学学務部教務課

申請書の提出先：

（学部在学生）　manaba＞「学部生向けお知らせ」コース＞「レポート」から提出

<https://manaba.hit-u.ac.jp/>

（学部新入生）教務課へメールで提出　送付先：edu-km.g@ad.hit-u.ac.jp

※大学院生については、所属の研究科等事務室へお問い合わせください。

**提出期限：3/27（月）　8：00**

※やむを得ない事情でこの期限に間に合わない場合は、教務課へその事情についてお問い合わせください。

2023年度春夏学期　継続的な学修配慮希望申請書

2023年度春夏学期において、次の理由により対面授業に参加することができないため、授業を受講するにあたっての継続的な学修上の配慮を申請いたします。

申請書を提出する事由（該当する□にチェックを入れてください）

　新型コロナウイルス感染症拡大による出入国制限により、日本へ入国ができない。

　　→連絡欄に今後の来日見込みや隔離期間等を分かる範囲で結構ですので記載してください。

　自身もしくは同居する家族等に基礎疾患等があることにより、新型コロナウイルス感染時の

重症化リスクが高い。

　　→連絡欄に、主治医の見解等を踏まえた客観的な状況を記載してください。また、その状況を確認

できる資料がある場合には、添付してください。（昨年度の申請時に提出している場合には、提出済みである旨を記載し、確認用書類の再提出は省略していただいて結構です。）

　　＜状況を確認できる資料として、下記資料を添付いたします。＞

　①　主治医の見解等を確認できる資料（診断書の写しでも可）

　②　①に準じた、客観的に新型コロナウイルス感染時における重症化リスクについて、

確認ができる資料

連絡欄

（次の項目については、全員が必ずチェックをしてください。）

　「2023年度春夏学期　継続的な学修配慮希望申請について」の内容を確認しました。また、

上記事由が解消し、来校できるようになった場合は速やかに教務課へ連絡をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属学部名： | 学年（2023年４月時点）：　　　年 |
| 学籍番号： | 氏名： |
| 連絡先電話番号： | |
| 連絡先メールアドレス： | |